

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月18日
【会社名】	株式会社アダストリアホールディングス
【英訳名】	Adastria Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 洋一
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
【電話番号】	(029)231-1101
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 杉谷 仁司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウ サウスタワー（東京本部）
【電話番号】	(03)6895-6000（代表）
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 杉谷 仁司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成26年9月17日開催の取締役会において、平成27年3月1日を効力発生日として、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社ポイントを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、平成26年9月17日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社ポイント
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 遠藤洋一
資本金の額	10百万円
事業の内容	カジュアル衣料・生活雑貨・服飾雑貨等の製造小売業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：2,000個

異動後： 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後： %（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である株式会社ポイントを吸収合併することにより、同社が消滅することによるものです。

異動の年月日（予定）

平成27年3月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ポイント
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 遠藤洋一
資本金の額	10百万円
純資産の額	3,109百万円（平成26年2月28日現在）
総資産の額	35,834百万円（平成26年2月28日現在）
事業の内容	カジュアル衣料・生活雑貨・服飾雑貨等の製造小売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成26年2月期
売上高（百万円）	61,465
営業利益（百万円）	3,759
経常利益（百万円）	3,911

当期純利益（百万円）	2,316
------------	-------

期間は平成25年4月4日から平成26年2月28日までとなります。

当該吸収合併の相手会社は平成25年4月4日設立のため、平成26年2月期以前の事業年度がございません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社アダストリアホールディングス	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社
人的関係	当社の取締役4名が同社の取締役を、当社の監査役2名が同社の監査役を兼任
取引関係	当社との間で、経営指導及び経営指導料の支払

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループでは、昨年9月の経営統合に際し、各社の企業文化を尊重・維持しつつ企業価値の拡大を図る目的から持株会社体制に移行いたしました。統合により、グループ全体としての品揃えが豊富になったこと等から顧客層の拡大を図ることができたものの、バリューチェーンの最適化に時間を要し、商品企画精度の不足、経費増加等から、収益面では十分な成果を上げてはおりません。移行後約1年が経過し、各社の企業文化の相互理解と諸制度の統合が進む一方で、商品企画力の向上、意思決定のスピードアップ、効果的な広告宣伝政策や店舗開発等の営業施策配置の最適化、間接部門の経費削減、仕入れ・物流体制の一層の合理化等を図り、早期の業績向上改善を図ることが必要な状況にあります。そのため統合によるメリットを十分に活かすには、さらなる組織再編が必要であると判断し、当社が主要な事業主体である小売2社の当該特定子会社及び当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社トリニティアーツと合併することといたしました。

吸収合併により、経営効率化と意思決定の迅速化を図り、企業価値向上につながる体制に再編いたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、当該特定子会社は解散します。また、本合併は当社においては簡易合併であり、当該特定子会社においては略式合併であるため、それぞれ合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

なお、株式会社トリニティアーツを当該特定子会社に吸収合併した上で、かかる吸収合併の効力発生を停止条件として、当該特定子会社を吸収合併いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

その他の吸収合併契約の内容

平成26年9月17日に締結した吸収合併契約の内容は、後記(6)記載の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アダストリアホールディングス
本店の所在地	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
代表者の氏名	代表取締役社長 遠藤洋一
資本金の額	2,660百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。

事業の内容	カジュアル衣料・生活雑貨・服飾雑貨等の製造小売業
-------	--------------------------

(6)合併契約書の内容は次の通りです。

合併契約書

株式会社アダストリアホールディングス(以下「甲」という。)と株式会社ポイント(以下「乙」という。)とは、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併(以下「本件合併」という。)を行う。

2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1)吸収合併存続会社

商号：株式会社アダストリアホールディングス

住所：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

(2)吸収合併消滅会社

商号：株式会社ポイント

住所：東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

(乙の株主に対する合併対価の交付)

第2条 甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

(増加すべき資本金及び準備金の額等)

第3条 本件合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しないものとする。

(効力発生日)

第4条 本件合併の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年3月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙の合意により変更することができる。

(株主総会の承認)

第5条 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約の株主総会の承認を経ないで合併する。乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約の株主総会の承認を経ないで合併する。

(会社財産の承継・管理等)

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐものとする。

2 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第7条 甲は、効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。なお、勤続年数については乙における勤続年数を通算するものとし、その他の細部については甲乙協議の上、これを決定する。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの期間、天災地変その他双方当事者の責に帰さない事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(停止条件)

第9条 本件合併の効力は、乙を吸収合併存続会社、株式会社トリニティアーツを吸収合併消滅会社とし、平成27年3月1日を効力発生日として行われる予定の合併の効力発生を停止条件として発生するものとする。

(規定外事項)

第10条 本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年9月17日

甲 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリアホールディングス
代表取締役 遠藤 洋一

乙 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一